

平成 2 3 年度

事業計画書

学校法人 椋山女学園

目 次

1	教育理念「人間になろう」の実践と本年度の方針及び沿革	1
	I. 平成23年度事業計画を策定するにあたって.....	1
2	学園に関する事項	3
	I. 設置する学校・学部・学科等の概要.....	3
	II. 沿革.....	4
	III. 平成23年度の重点事項.....	5
	IV. 事務局.....	6
	V. センター等.....	8
3	椋山女学園大学に関する事項	11
	I. 平成23年度の基本方針.....	11
	II. 教育事業.....	12
	III. 学生生活支援.....	16
	IV. 研究事業.....	17
	V. 国際交流.....	18
	VI. 学術情報.....	18
	VII. 社会貢献・連携事業.....	19
	VIII. 学生募集・入試改革.....	20
	IX. 管理運営.....	20
4	椋山女学園高等学校・中学校に関する事項	22
	I. 平成23年度の基本方針.....	22
	II. 教育活動.....	22
	III. 生徒指導.....	23
	IV. 進路指導.....	23
	V. 安全管理.....	23
	VI. 保健管理.....	23
	VII. 職員研修.....	24
	VIII. 保護者・地域住民等との連携・協力活動.....	24
	IX. 施設・設備.....	24
	X. 生徒募集計画.....	25
	XI. 図書館活動.....	25

5 梶山女学園大学附属小学校に関する事項	26
I. 平成23年度の基本方針	26
II. 教育活動	26
III. 生徒指導	27
IV. キャリア教育	28
V. 安全管理	28
VI. 保健管理	28
VII. 組織運営	28
VIII. 職員研修	28
IX. 学校評価	28
X. 保護者・地域住民等との連携	29
XI. 施設・設備	29
XII. 児童募集計画	29
6 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項	30
I. 教育方針	30
II. 教育目標・教育課程	30
III. 安全管理・保健管理	30
IV. 保護者との連携	31
V. 地域への開放・発信・連携	31
VI. 教育相談体制	32
VII. 組織運営	32
VIII. 研修	32
IX. 施設・設備	32
X. 特別支援・連携	32

1 教育理念「人間になろう」の実践と本年度の方針及び沿革

I. 平成23年度事業計画を策定するにあたって

椋山女学園の教育理念「人間になろう」という人間尊重の精神を学園教育の中で主体的に活かしていくことは今日きわめて大きいと考える。

私は本学園の教育理念「人間になろう」という言葉について次の三つの視点から追及していくことが重要であると考えている。

まず第一は、「人間になろう」とは何かという理念そのものを追究する視点である。人類は生産手段を発達させ、生産力の向上によって豊かな生活をおくることができるようになった。今日では物質的に豊かな生活を謳歌できる。また美術や音楽等豊かな精神的文化も創造している。このような豊かな生活は、人間だけが創り出し、人間だけが享受しているのである。しかし一方で今、世界には貧しさがゆえに飢餓に苦しんでいる人々が多くいるのも事実である。さらに人間は現在、公害、自然災害、テロや戦争の危機、事件や事故等人間の生命さえも脅かされるというさまざまな危機的状況にある。あるいは生命の危機とまではいえないまでも、身体的にも精神的にも、人間らしくない状況におかれている例も少なくない。「人間になろう」は、そうしたいわば人間性の喪失状況から人間性を回復する、あるいは世界中の誰もが豊かな生活を享受できるようにする、あるいは人間性の創出、人間尊重のヒューマンイズムの精神を創造する視点であると考えている。

第二に、「人間になろう」は人生を生きるにあたって、人と人との協力とつながりが重要であるという視点である。人間は幸福や福祉、平和等といった人類全体の目指すものが本来の目的であるはずなのに、ともすると本来の目的が見失われがちな世の中である。だから、今こそ私たちが人生を生きる本来の目的を果たすために、人と人とのつながり、つまり人類の協調・連帯という視点が重要であるといえるのである。

第三に、「人間になろう」ということは単なる他者からの呼びかけであるが、自らが自主的・主体的に「なろう」とする主体の決意表明を呼びかけられたものとしても理解したいという視点である。

著名な啓蒙思想家ルソーは、その著「エミール」の中で次のように述べている。「私たちは弱いものとして生まれてくる。私たちには力が必要だ。私たちは何も持たずに生まれてくる。人間は教育によってつくられる。」つまり私たちは教育的な営みの中で主体的に学習していかなければ人間になることはできないというわけである。ここでいう人間とは何であろうか。パスカルは「人間は一本の葦にすぎない。自然のうちでも最も弱いものである。だがそれは考える葦である。」として、人間は考えるからこそ、他の動物や植物とは異なるのだと言っている。つまり、人間は自ら考えることによって、学ぶことによって、はじめて人間になる、ということである。はじめは不思議だな、と思う気持ちを大切にすることであり、日常の平凡なことを大事にし、そこに驚きと旺盛な好奇心を見出し、その発想から出発して深く考える想像力を育てたいものである。苦勞して考え、それによって得た知は力となり、これを達成できた時の喜びは、苦勞のし甲斐があって、単なる快樂ではなくて真の喜びである。成し遂げて得る喜びこそは、まさに本当の生きがいであるといえよう。生きがいを獲得した人間は人に対する思いやりを備えた人間性豊かな「人間になる」ことができるという視点であるといえよう。

「人間になろう」という教育理念は、単に個々人の精神主義的な修養の目標であると解されるだけでなく、人間性の復権、人間尊重のヒューマンイズムの精神を、人類の連帯によって達成がめざされ、「人間」という目標に向かって自らが実践する自覚と主体性の重要さが理解されてはじめて、「人間になろう」はその今日的意義を明確化させ、未来への課題と展望をきりひらかせるのである。私たちは、「人間になろう」という言葉の積極的意義をいくら強調しても、決して強調し過ぎることはないのである。

本学園は一同、上記のような「人間になろう」を念頭に置き、教育活動に邁進していくものとする。

本年度も引き続き特に以下の4点の基本方針を掲げて活動を行うこととする。

- ① 「生きる力」「人間力向上」「学力向上」等「知識基盤社会」における人材育成等が強調されているが、学園の教育理念「人間になろう」を引続き堅持し、さらにその具現化を図る。
- ② 女性教育の今日的意義を明確にしながら、当面幼稚園を除き女性教育を堅持していく。
- ③ 危機をチャンスとして捉えるような積極的な「攻め」の姿勢を持った経営方針を貫き、幼稚園から大学、大学院までの研究・教育内容の充実を図り、一貫教育をさらに強化するために、教職員の英知と総力を結集して経営を行う。
- ④ 健全な財政を樹立し、教育・事務組織を強化し、経営の安定化を図る。職員一人ひとりの力が十分に発揮され、学園として一体感のある風通しのよい運営を行う。

2 学 園 に 関 す る 事 項

I. 設置する学校・学部・学科等の概要

椋山女学園大学

	学部・大学院	学科等	入学定員	編入学定員	収容定員	
椋山女学園大学	大学院	生活科学研究科（博士課程）	3		9	
		生活科学研究科（修士課程）	12	—	24	
		人間関係学研究所（修士課程）	20	—	40	
		大学院計		35	—	73
	生活科学部	管理栄養学科	120	—	480	
		生活環境デザイン学科	132	2年次 2 3年次 3	540	
		学部計		252		1,020
	国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科	105	2年次 4 3年次 4	442	
		表現文化学科	95	2年次 4 3年次 4	402	
		学部計		200		844
	人間関係学部	人間関係学科	120	3年次 8	496	
		心理学科	100	3年次 8	416	
		学部計		220		912
	文化情報学部	文化情報学科	120	3年次 5	730	
		メディア情報学科	120	3年次 3	120	
		学部計		240		850
	現代マネジメント学部	現代マネジメント学科	170	—	680	
		学部計		170	—	680
	教育学部	子ども発達学科	147	2年次 2 3年次 3	600	
		学部計		147		600
	看護学部	看護学科	100	—	200	
		学部計		100	—	200
		大学計		1,329		5,106
	大学・大学院計		1,364		5,179	

※ 文化情報学部文化情報学科は、平成23年度より入学定員（200人）を120人、平成25年度より3年次編入学定員（5人）を2人に変更。

※ 文化情報学部メディア情報学科は、平成23年度に増設し、年次進行中。

※ 看護学部看護学科は、平成22年度に開設し、年次進行中。

（平成23年4月1日現在）

椋山女学園高等学校、椋山女学園中学校、椋山女学園大学附属小学校、椋山女学園大学附属幼稚園

	収容定員
椋山女学園高等学校（全日制課程普通科）	1,485
椋山女学園中学校	900
椋山女学園大学附属小学校	240
椋山女学園大学附属幼稚園	290

（平成23年4月1日現在）

Ⅱ. 沿革

- 明治38年（1905） 名古屋裁縫女学校開校
- 大正 5年（1916） 椋山高等女学校併設置認可
- 大正 6年（1917） 椋山高等女学校開校
- 大正12年（1923） 椋山第二高等女学校設立認可
- 大正13年（1924） 椋山第二高等女学校を開校 椋山高等女学校は、椋山第一高等女学校と改称
- 大正14年（1925） 名古屋裁縫女学校を椋山女学校と改称
- 昭和 4年（1929） 財団法人椋山女学園認可、椋山女子専門学校設立認可
- 昭和 5年（1930） 椋山女子専門学校開校
- 昭和 6年（1931） 椋山第二高等女学校を椋山女子専門学校附属高等女学校と改称
- 昭和12年（1937） 椋山女子商業学校開校（椋山女学校廃止）
- 昭和17年（1942） 椋山女子専門学校附属幼稚園開園
- 昭和22年（1947） 椋山中学校開校
- 昭和23年（1948） 椋山第一高等女学校、椋山女子専門学校附属高等女学校、椋山女子商業学校を椋山女学園高等学校に組織変更 椋山中学校を椋山女学園中学校と改称
- 昭和24年（1949） 椋山女学園大学（家政学部食物学科、被服学科）開学
- 昭和25年（1950） 椋山女子専門学校附属幼稚園を椋山女学園大学附属幼稚園と改称
- 昭和26年（1951） 学校法人椋山女学園に組織変更認可
椋山女子専門学校廃止
- 昭和27年（1952） 椋山女学園大学附属小学校開校
- 昭和43年（1968） 椋山女学園大学家政学部食物学科専攻分離（食物学専攻、管理栄養士専攻）
- 昭和44年（1969） 椋山女学園大学短期大学部（文学科）開学
- 昭和47年（1972） 椋山女学園大学文学部（国文学科、英文学科）開設
- 昭和52年（1977） 椋山女学園大学大学院家政学研究科（修士課程）開設
- 昭和62年（1987） 椋山女学園大学人間関係学部（人間関係学科）開設
- 平成 2年（1990） 椋山女学園大学家政学部被服学科に住居学コースを増設
- 平成 3年（1991） 椋山女学園大学家政学部を生活科学部に名称変更し、生活社会科学科を増設
同学部食物学科を食品栄養学科に、被服学科を生活環境学科に、文学部英文学科を英語英米文学科にそれぞれ名称変更
- 平成 6年（1994） 椋山女学園大学家政学部食物学科管理栄養士専攻廃止
- 平成 7年（1995） 椋山女学園大学家政学部食物学科食物学専攻、同被服学科、文学部英文学科を廃止
- 平成 9年（1997） 椋山人間栄養学研究センター開設（平成16年まで）
- 平成11年（1999） 椋山女学園大学大学院家政学研究科を生活科学研究科に、食物学専攻を食品栄養科学専攻に、被服学専攻を生活環境学専攻にそれぞれ名称変更、また文学部国文学科を日本語日本文学科に名称変更

- 平成12年(2000) 相山女学園大学大学院人間関係学研究科(修士課程)開設
相山女学園大学生活科学部食品栄養学科専攻分離(食品栄養学専攻、管理栄養士専攻)
相山女学園大学文化情報学部(文化情報学科)開設
- 平成13年(2001) 相山女学園大学短期大学部閉学
- 平成14年(2002) 相山女学園大学大学院生活科学研究科(博士後期課程)増設
相山女学園大学人間関係学部臨床心理学科増設
- 平成15年(2003) 相山女学園大学生活科学部生活環境学科を生活環境デザイン学科に名称変更
相山女学園大学文学部日本語日本文学科及び英語英米文学科を国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科及び表現文化学科に改組
相山女学園大学生活科学部生活社会科学科を現代マネジメント学部現代マネジメント学科に改組
- 平成17年(2005) 相山女学園創立100周年
相山人間学研究センター開設
- 平成19年(2007) 相山女学園大学教育学部(子ども発達学科)開設
相山女学園大学生活科学部食品栄養学科を管理栄養学科に名称変更
相山女学園大学人間関係学部臨床心理学科を心理学科に名称変更
相山女学園大学生活科学部社会学科廃止
相山女学園食育推進センター開設
- 平成20年(2008) 相山女学園大学文学部廃止
- 平成22年(2010) 相山女学園大学看護学部(看護学科)開設
- 平成23年(2011) 相山女学園大学文化情報学部メディア情報学科増設

Ⅲ. 平成23年度の重点事項

1. 文化情報学部メディア情報学科の増設

平成23年4月に文化情報学部をこれまでの文化情報学科のみの1学科体制(入学定員200名)から、文化情報学科(入学定員120名)をリニューアルし、新たにメディア情報学科(入学定員120名)を増設することにより2学科体制にスケールアップする。

文化情報学科は、「情報の視点から人間と文化、社会との新しい豊かな関係を学び、国際化し、多様な文化の共生する現代に求められる幅広い知識と教養を持った人材」を育成することを目的とし、メディア情報学科は、「メディアの発達が社会や個人にもたらす影響を理解し、多様なメディアから流れる情報を適切に識別し、メディアを積極的に活用できる人材」を育成することを目的としている。

少人数教育、実社会との結びつきを意識した学びにより、文化や社会、人間に関心を持ち、情報とメディアを積極的に活用できる実践力の養成を目指す。両学科ともに適切な教育研究活動が行われるよう、新学科の進捗(設置計画履行状況等)について中間的な評価を行うとともに、より一層の教育研究環境の整備を図ることとする。この学部改組により、大学は7学部11学科を擁することとなる。

2. 新たな運営体制の発足

平成23年4月に新たに第16期理事会が発足する予定であり、新体制の下、教育・研究活動の充実や学生、生徒等の支援等適切な学園運営を進めていくこととする。

大学においては、現学長(平成20年4月1日～平成24年3月31日)の任期満了に伴い、平成23年度中に平成21年6月19日に改正した学長選考規程に基づき学長選考を行う。

学園をはじめ各校における課題点と到達目標を明確にしつつ、運営改革の実現のため、十分な議論を通じて取り組んでいくこととする。経営と教学の連携をより強固なものとするため、理事会の運営方針、教学組織の在り方等についても引き続き検討を進める。

3. 内部監査体制の充実

学園の法令遵守と社会的責任を果たし、社会から信頼される学園づくりのため、内部監査を行っている。

平成22年度は、内部監査計画を立て、毎年、定期監査として実施する科学研究費補助金に係る決算監査を実施し、学園のコンプライアンス及び業務効率の向上に努めた。

平成23年度も、監査内容及び範囲について検討の上、内部監査計画を策定して実施する。具体的には、科学研究費補助金、国及び地方自治体の補助金に対する決算監査や出勤簿監査を中心とする学内規程遵守に伴う業務監査を計画的に実施していく。また、学園監事や会計監査人との連携をはかり問題点を抽出するとともに、監査法人等が主催する研修会に積極的に参加し、内部監査の知識と経験を深める。

IV. 事務局

1. 規則、制度、USRに関する計画

狭い意味での法令遵守にとどまらず、常に高い倫理観に基づいた大学の社会的責任（USR：University Social Responsibility）を果たすために、教育研究活動の改善と充実のための不断の努力を続けることはもとより、安定した財政のもとでの運営を行い、適切な情報開示を行うことによって、常に本学に関連するステークホルダーを意識した質の保証のための仕組みを整えていく。具体的には、既に整えられているハラスメント防止制度、個人情報保護制度、内部通報制度等のより一層の充実を図るとともに、教職員に対する研修の充実、規程類の整備、法令・規程等を的確に理解することができる体制の構築を行う。

平成22年3月に制定された「相山女学園防火・防災規程」に基づき、非常時（特に大規模災害発生時）における学園の危機管理体制を強化するため、危機管理に関するマニュアルの整備と充実、危機事象の発生を想定した実用的な訓練の実施、水や食料等の災害時備蓄食料の確保等、防災対策事業を推進する。

新型インフルエンザ等の感染症の危機事象の対応についても改めて見直し、迅速な対応を行うことができるように検討する。

学外からの通知、調査、照会、回答等の処理方法、本学における文書の作成、文書発送手順、学内文書の分類、保存及び廃棄に関する適切な管理方法について検討を行う。まずは、学内の文書管理業務の問題点を洗い出すとともに、本学と他大学等の取り組み状況との比較検討を行うことにより、文書の受信や処理履歴の管理の強化、文書の受信から保存・廃棄までのサイクルの円滑化に向けた検討を進めることとする。

2. 人事・労務に関する計画

業務の効率化として、平成22年度は、業務分担の適正化の実施が必要となる状況には至らなかったが、事務管理システムの更新は、人事課と財務経理課が重複データを保有しないようにシステムの構築を進めている。平成23年度は、①仕事のやり方を見直す啓発活動の実施、②ノー残業デーの試行実施、③業務改善・業務効率化に関する研修会の開催、④時間外勤務の多い部署の仕事と生活の調和を改善、⑤職員間の仕事のノウハウや仕事のコツに関する情報交換、⑥課内、課空間でのデータ共有の促進、重複入力作業の削減、⑦業務マニュアル作成による業務の標準化の推進を行う。

人材育成及びSD推進として、平成22年度は、事務職員の専門性に関するWGでの検討が開始され、事務職員の自主的なSD組織（SSD）が定期的開催されている。平成23年度は、①課長のリーダーシップ向上のための研修実施、②事務職員の専門性を高めるための学習資料整備（例：相山女学園事務職員必読書100冊）、③他大学または関係機関との人事交流の検討、④他大学の施設設備見学を行う。

雇用管理の適正化として、平成22年度は、人材派遣の26業務に該当しない業務を直接雇用に変更し、労働基準法改正に基づき時間単位の年休制度を整備し、育児・介護休業法改正に基づき育児短時間勤務制度を整備した。平成23

年度は、①労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づき派遣労働者を配置し、派遣労働者が行う業務が法令のとおりであるかを常に点検し、②ハラスメント防止・対策を強化するためハラスメント相談窓口担当者の研修を年複数回実施し、③労働時間の適正管理の方策を検討する。

目標管理制度として、平成15年に実施されたが中断された経緯があるため、平成23年度は、①平成15年度実施状況を検証し、②他の学校法人の運用状況を調査する。

3. 広報活動計画

平成17年に広報部が新設され6年が経過し、時代は大きく転換しつつある。同年には、広報課題の明確化と基本広報方針が決定され、ニュースリリースの活性化に着手し、続いてV Iデザインの決定と展開実施を進めてきた。さらに「椋山ブランド」の確立の必要性が確認され、ホームページの見直しと同時に広報活動も大きく活性化した。ちょうど大学では教育学部の開設、看護学部の開設と着実に業容が拡大し、7学部を擁し100年を越す歴史を誇る学園としてのアイデンティティが姿を現した。

18歳人口の減少傾向の中、情報化の進展・グローバル化の大きな波により、学園は新たな課題に直面しつつある。

平成23年度は、広報的には学園の“質”＝クオリティの充実、アイデンティティのさらなる強化が課題となる。文化情報学部メディア情報学科の増設の浸透を進めつつ、V Iのアプリケーション・デザインの拡充によるデザイン力の強化を進める。また、内部・外部に対し、学園の教育そのもののコミュニケーション活動によるアイデンティティの強化、それに伴う入口広報の強化、出口広報の活性化を目指す。ホームページによる情報公開への徹底的対応はもとより、動画広報の採用による共感力の強化にチャレンジする。

また、メディア環境の激変の中、新しいコミュニケーション活動にも実験的に対応していく必要がある。

4. 施設・設備計画

●改修工事

各学部のガス空調（GHP）は、平成8年度設置以来、耐用年数である15年が経過しており、修繕費が年々経費費を圧迫している。そのため、平成23年度以降、年次計画としてGHP空調の更新工事を実施する。機器更新により、年間エネルギー消費量の削減効果（エネルギー原油換算値）が期待され、エネルギーの使用合理化を図る。

●省エネルギー活動の推進

省エネ法の一部改正に伴い、本学園は平成22年度に「特定事業者」として指定された。このことにより、学園で使用する電気、ガス等のエネルギー使用量を平成25年までに平成21年度比年平均1%削減する義務を負った。その実現に向けて、随時、運用面及び設備面の見直しを図り、省エネルギー化に向けて計画的な活動推進及び設備導入を実施する。運用にあたっては、エコ対策推進委員会で「椋山女学園エネルギー管理標準」を承認し、全学に周知する。

●建物保全

平成25年度までの保全計画を策定した。その中で、毎年、逐次応急措置を施している豪雨時等における雨水・排水・漏水対策については、平成23年度以降、棟別に防水年次計画に基づいて実施していく。

●施設の有効利用

前年度からの懸案事項である「施設の目的外使用の規程」を見直し、時間外・休日の施設開放への対応を整備し、積極的に施設の有効利用を推進する。これにより、新たな収入源を創出する。

●防災・安全対策

平成22年度は、生活科学部で防災訓練を実施した。平成23年度は、学部ローテーションに従い、国際コミュニケーション学部と文化情報学部で実施する計画である。

また、学内の安全対策としては、平成23年度以降も、セキュリティレベルを上げて強化していく。

5. 財務計画

平成20年に急襲した世界同時不況の影響は、特に東海地区に計り知れないダメージを与え、学園に通う学生・生徒のご父母からも、授業料等の延納や分納の申し出が急激に増加していることから、未だ回復の兆しは見えていないことを物語っている。また、今後、補助金をはじめ、教育行政にどのような変化を伴うものであるかは未知数であり、学園の経営は決して楽観できない厳しい環境にあり、より一層情勢を見極めた機敏な学校運営・経営が求められている。

そうした中で、新たな事業展開を積極的に進めるために、これまでの予算執行及び事業内容を見直し、無駄な経費を削減し、かつ、必要などころに重点的に配分できるように見直す必要があり、これまでの経常費予算配分の仕組みを見直し、より効率的な予算執行ができるよう可能なものから着手していく。

平成23年度新規事業予算ではゼロシリングとする。一方、施設設備・教育充実寄付金、科学研究費補助金間接経費等の外部資金を有効に利用するとともに、引き続き、これまでの事業の見直し及び経常費の配分方法の再考を全部門に促していく。併せて、全ての職員がこれまで以上にコスト意識を持つよう積極的な仕組みづくりを行う。その主な実例としては、①大量に消費する物品の一括購入の検討、②備品、その他の物品の再利用・リサイクルの奨励、③消耗物品等の予算単位ごとによる共同購入の奨励、④随意契約を見直し競争入札の積極的利用、⑤冗費の徹底した削減を行う。

「相山女学園における研究費等の管理・監査のガイドライン」に基づき、「相山女学園予算の支出に関する細則」を、科学研究費補助金等公的資金を含む全ての経費及び全ての学校についても本ガイドラインを適用している。平成22年度も不正防止の徹底を図るため、ガイドラインの説明会、随時開催する会計担当者連絡会による周知及び検証、取引業者への協力要請及びヒアリング、監査室による内部監査を行っており、引き続き平成23年度においても、研究費等不正使用防止委員会において不正防止計画の策定及び不正防止体制の検証を行い本制度の定着を図る。

学園の施設設備の拡充及び教育研究の充実に資することを目的とする「施設整備・教育研究充実のための寄付金」については、入学後の新入学生の保護者に対して引き続き実施する。寄付者に対する説明責任を果たすためにも、寄付金による事業の実施状況を公開し、さらなる理解と協力を呼びかけていく。なお、平成22年度までの寄付金を原資として、平成23年度は大学7,295千円、高等学校・中学校7,386千円、小学校2,554千円及び幼稚園5,910千円の施設設備・教育充実に事業を実施する。また、平成22年度から開始した相山女学園大学同窓会との連携による奨学金や施設設備等の充実に目的とした同窓生からの寄付の募集及び遺贈の呼びかけを引き続き継続していくことで、寄付金収入の充実に図る。

V. センター等

1. オープンカレッジセンター

「人間になろう」という教育理念に基づき、オープンカレッジセンターでは、生涯学習の場及び本学学生の教育支援の場として学習の機会を提供している。特に、生涯学習として性別年齢を問わず学ぶ意欲のあるすべての方々に参加していただくことや、地域貢献の一環として地域との交流をさらに深めていくことを目指す。

2. 学園情報センター

校内のパソコン利用環境については順次整備し、学生及び教職員のパソコン利用環境を安定して提供するとともに、機器の高性能化・高機能化及びソフトウェア/コンテンツの拡充を、経済性も考慮しつつ進める。平成22年度は、各学部と協力して、①生活科学部1教室、②文化情報学部2教室と学生ホールのパソコンを更新するとともに、各学部パソコン教室設置の既存 Windows Vista 機のOSの Windows 7への移行を実施した。また、事務用パソコンの一部を更新した。平成23年度は、各学部と協力して、①生活科学部2教室、②文化情報学部5教室、③人間関係学部ロビーのパソコンを更新するとともに、メディア棟大講義室の設備整備を進める。また、事務用パソコンの一部を更新する。

情報通信ネットワーク環境及びサーバ環境については、統合・高速化・高機能化の作業を順次進めることで、より安定した情報通信環境の提供や運用のコスト低減を図る。平成22年度は、①仮想化技術を適用したサーバの更新、②基幹ネットワークの整備、③無線LANの更新、④現代マネジメント学部のネットワーク整備を行った。また、基幹ネットワーク整備の結果、Web閲覧時の遅延を改善した。平成23年度は、①コアスイッチ及びフロアスイッチの更新、

②外部接続の大容量化、③小学校ネットワークの整備を進める。また、大学図書館と連携し、機関リポジトリ・システムを構築する。

電子情報セキュリティ対策については、安定的に運用するとともに、学内規程、ガイドライン等の見直しを順次実施する。平成22年度は、①Web経由ウイルス対策の山添キャンパスへの拡張、②警備システム及び電子錠導入によるサーバ室のセキュリティ強化、③Webレピュテーション導入によるウイルス対策強化、④日常的な電子情報セキュリティ事故の監視・対策・予防を行った。平成23年度は、①可用性向上のためのコアスイッチの分散配置、②ガイドライン等の整備、③日常的な電子情報セキュリティ事故の監視・対策・予防を行う。

3. 椋山人間学研究センター

椋山人間学研究センターには、現在、①プロジェクト調査・研究活動、②人間講座の開催、③椋山フォーラムの開催、④年誌『椋山人間学研究』の発行、⑤自主講座の開催という5つの事業がある。

「プロジェクト調査・研究活動」として、5プロジェクト（①総合人間論、②女性論、③人間発達論、④日本・アジア文化と人間、⑤環境と人間）がある。これらの調査・研究活動は、多方面から本学園の教育理念「人間になろう」に基づいた人間についての知の追究をするとともに、教育理念の具現化及び新たな人間についての知の開発を目指して活動している。平成22年度は各プロジェクトリーダー主導の下で活発に活動した。その研究成果は年に1回開催する「プロジェクト活動報告会」で発表した上で、年誌『椋山人間学研究』に活動内容を掲載することで公表している。平成23年度も5プロジェクトによる調査・研究活動を継続し、より深化した研究成果を公表する予定である。

「人間講座」は、「人間になろう」の教育理念を基に、本学の教員を中心に講師として迎えて、学生・学園内の教職員・地域の方々に向けて開催し、様々な専門分野の知見を提供することで、本学教育理念を広く学外に発信するとともに、社会貢献も目指している。平成22年度は全4回開催し、第1回・2回はCOP10（生物多様性第10回締約国会議）開催にちなんで『多様性』をテーマにシリーズ化して開催した。また、毎回高い満足度を得られ、一般参加者のリピーターも会を重ねるごとに増えつつある。平成23年度も年4回程度の「人間講座」を開催する予定であり、学内参加者を含め参加者動員のための広報活動に工夫を凝らしていく。

「椋山フォーラム」は、学外の著名な研究者を招聘した講演会として、椋山人間学研究センター主催としては年1回開催している。様々な専門分野の知見を得る事でセンターの研究活動の進展や学外とのネットワークの広がりによる研究活動の活性化を図り、名古屋市全域に積極的な広報活動を行う等、幅広く一般公開することによって積極的な社会貢献をも図るものである。平成22年度は本学のエクステンションセンターと共同開催で、10月に名古屋市で開催されたCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）に伴い、『地域の中のCOP10』と題して実施した。平成23年度も人間講座とリンクさせながらその年に社会の関心を惹く人間に関する話題をフォーラムで提供していく。

「年誌『椋山人間学研究』」は、センターの各プロジェクト活動報告、人間講座開催報告、椋山フォーラム開催報告、紀要等をまとめて発行し、広く学内外に向けて発信している。教育理念「人間になろう」についての多面的な研究や学園の教育研究及び学術の振興に資することも同時に目指すものである。また、冊子はPDF化しており、センターホームページ上で閲覧が可能である。平成23年度も年度末に『椋山人間学研究』第7号を発行する。

4. 椋山女学園食育推進センター

椋山女学園食育推進センターには、①食育に関する講演会の開催、②食育に関する事業の企画・立案及び実施、③食育関連事業への支援、④食育に関する研究、⑤学園内飲食施設との連携及び支援という5つの事業がある。

平成22年度は、②食育に関する事業の企画・立案及び実施として、幼稚園から高等学校における新学習指導要領施行に伴う「椋山女学園食育推進基本指針」の改定を行った。また、③食育関連事業への支援では、名古屋市との連携講座「なごや健康カレッジ」や東海農政局との共同企画「本学生活科学部臨床栄養学研究室の学生による米粉めんレシピ開発」を実施した。特に、後者では、完成したレシピは、本学の近隣施設であるデザインの間（名古屋市千種区）にて「料理教室」を開催して発表することにより、地域住民との交流を深めることもできた。④食育に関する研究としては、本学生活科学部管理栄養学科4年生の中で、卒業論文のテーマとして「大学における食育について」を取り上げた学生

と共同研究を行った。⑤学園内飲食施設との連携及び支援は、前述した④の研究結果を受けて構想を固め、平成23年度から実施していく予定である。

平成23年度は、②食育に関する事業の企画・立案及び実施として、本学に在籍する園児、児童、生徒、学生を対象に、2度目となる「食」に関する実態調査を実施することにより、これまで3年間の本学園における活動を評価し、今後の改善に結びつける。また、④食育に関する研究、⑤学園内飲食施設との連携及び支援の活動にも、本格的に着手し、より効果的な食育推進活動を展開させていく。また、社会貢献の一環として、引き続き、①食育に関する講演会の開催、③食育関連事業への支援を実施する。

5. 栢山歴史文化館

栢山歴史文化館は平成21年6月27日に学園創設者栢山正式生誕130周年を記念して開館した。当初は、創設者の遺品とこれまでに学園で収集した学園の歴史に関する資料の整理と展示を主な目的としたが、運営委員会及び専門委員会が栢山歴史文化館の位置づけを確認し、「学園の広報」と「自校教育」の2本柱を掲げて、運営計画を推進した。

平成23年度は、この運営計画に基づき、既設のホームページの内容を充実させるため、所蔵資料のデジタルアーカイブ化を進め、資料室を増設して資料の公開を行うこととする。資料の公開にあたっては、「デジタルアーカイブ研究会」を立ち上げ、所蔵資料のデジタル化を進め、「雛形研究会」については引続き資料の整理を行い、資料台帳の作成を行うこととする。さらに、所蔵資料の取り扱いについて具体的な方針を専門委員会で検討の上、所蔵資料の紛失や無断使用を防ぐための運用方法を検討すると同時に、セキュリティーについても監視カメラの設置を行うこととする。次に、学園の教育をたどるとして「ことば集」（創立者から現代まで 理事長・学園長のことばから）を編集して冊子を作成し、自校教育の参考資料集として、関係者に配付することとする。

3 梶山女学園大学に関する事項

I. 平成23年度の基本方針

1. 基本方針

今日の少子化、グローバル化等の大学を取巻く社会情勢の厳しい中、平成23年度は特に、本学大学改革審議会の下で進めてきた大学改革の基本的な方向性と、教育の質保証、学生支援、研究活動の活性化、国際化・グローバル化、大学間・地域間連携等にかかる具体的な「行動計画」を具現化するための事業を推進する。また、社会情勢の変化によって惹起される新たな課題にも機敏に対処する。

平成23年度は、学長裁定上限額が前年度と同額であり予算面においても厳しい状況にあり、大学改革の諸課題を達成する上で、新規事業の精選、継続事業の見直し、経常費配分の工夫、冗費の削減等を積極的に進める必要がある。

これらを踏まえ、平成23年度は以下の諸事業を推進する。

- ① 本学への志願者増を図るとともに、安定的に入学者を確保すべく入試選抜制度の改善と戦略的入試広報に取り組む。また、中・長期的展望を持って社会人及び外国人留学生の積極的な受入れに努める。
- ② 全ての学生に広く深い教養を修得させるべく、引き続き「教養教育の共通化」に取り組む。
- ③ 学士課程教育と大学院教育の構築を期し、各学部・研究科で制定された「学位授与」「教育課程編成・実施」「入学者受入れ」にかかる方針を公表するとともに、その具現化を図る。
- ④ 入学してくる学生が多様化する中、1人ひとりの学生をきめ細かく支援すべく、学生相談室の支援体制を整備するとともに、特に「要支援学生」の実効ある支援に努める。
- ⑤ 研究活動の活性化を図るとともに、科学研究費、G P、経常費特別補助等の競争的外部資金の獲得を目指す。
- ⑥ 平成23年4月に開設する文化情報学部メディア情報学科の順調なスタートを期し、教育研究諸条件の一層の整備とアフターケアに努める。
- ⑦ 学生の就職事情が一層厳しくなる中、学生のキャリアデザイン形成、将来の進路の選択・決定、就職活動等の支援に向けて、キャリア教育の全学化を図る。

2. 事業の推進・行動計画

中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて」答申により、「学士力」という資質能力を備えた人材を養成し、社会からの信頼を得ることが大学に求められている。そのためには、不断の大学改革を行わなければならない。これを実行すべく、平成21年度に大学改革審議会の下に次の実行ワーキンググループ（以下「実行WG」という。）を設置した。

「教育の質保証システムの構築実行WG」「学生支援の在り方実行WG」「研究活動の活性化実行WG」「国際化・グローバル化の推進実行WG」「大学間・地域間連携事業の推進実行WG」の5つの実行WGでは、行動計画を策定し、最終答申を終えた。最終答申においては、以下の行動案件が策定されている。平成22年度に引き続いて、平成23年度以降においても、実行WGで策定した具体的な計画を優先順位に基づいて具現化していく。

<教育の質保証システムの構築>

3つのポリシーの策定の明確化と公開、各科目の到達目標・準備学習（授業時間外学習）等シラバスの充実、シラバスのWeb上の公開、GPA制度の導入、学習ポートフォリオの導入、学修・生活指導教員制度の充実、学修支援センターの設置、キャリア教育の全学的体系化、教育研究研修会の実施、全学FD委員会と学部FD委員会の連携強化、教員相互の授業参観と相互評価、SA・TAの導入、授業時間外の学修としてのeラーニングの導入、主専攻・副専攻及びダブルメジャー制の導入、教養教育の共通化に関するWG最終報告書の実現化、少人数教育の徹底、ICTの活用・体験的学習の導入、大学教育開発センターの設置等。

<学生支援の在り方>

①学修要支援学生の支援、②財政要支援学生の支援、③メンタルヘルス要支援学生の支援、④就職要支援学生の支援の4つの側面から教職員向けの「学生支援のためのガイドライン」の作成及び実施、出席状況調査・修得単位数調査の実施、学生相談に係る専門職員の配置、保健センターの設置等。

<研究活動の活性化>

機関リポジトリ構築の検討、科学研究費の応募者が増えるインセンティブシステムの構築、研究論集及び学部紀要の投稿規程の整備、学園研究費規程の整備、研究業績の公表及び自己点検、サバティカル制度（研究専念期間）の設置、国内外研修制度の見直し、科学研究費補助金の申請説明会の内容的充実、科学研究費補助金の採択者の交付申請書のデータベース化及び学内閲覧システムの構築、研究助成等の募集情報の周知・徹底等。

<国際化・グローバル化の推進>

各学部における単位認定制度の整備、SAFへの加盟、国際交流講演及び日本語研修講座の実施、訪問・客員研究員制度の創設、留学生支援講座（「留学準備講座」「日本語能力試験・JTEST（実用日本語検定）講座」）の開設、留学生のための編入学制度の提案、英語による授業開設等。

<大学間・地域間連携事業の推進>

「椋山デザインセンター」（仮称）による星が丘地域連携事業、図書館ネットワークと地域開放、企業との寄付講座の実施、地域自治体との包括協定の締結、学生ボランティア派遣による地域貢献、国公立大学との教育及び研究活動の推進、単位互換制度の充実、女子大連携による共同事業等。

II. 教育事業

1. 全学共通科目「人間論」・教養教育の共通化・キャリア教育

全学共通科目である「人間論」においては、平成23年度から全学部においてカリキュラム構成を統一し、「学園の歴史と教育理念（人間になろう）についての講話」、「人間とはどんな存在か、人間はいかに生きるべきか」、「自己の可能性開発と将来の生き方や仕事に就く意義を内容とするキャリアデザイン教育」、「食育に関すること」、「エコ・環境問題に関すること」を実施していく。

また、平成20年に大学改革審議会の下に置かれた「教養教育の共通化に関するワーキンググループ」で教養教育科目を大学全体で捉えて、全学部での共通履修化についての検討結果が報告書としてまとめられた。その報告内容について、全学教養教育運営委員会において、教養教育の目標、新しい共通カリキュラムの提案及び共通化に向けての方針を確認しつつ順次、実施できる範囲内で実行していくことにした。平成22年度においては、この方針に沿った4学部の教養教育科目に係る学則の一部改正（平成23年4月1日施行）を行った。なお、最終的には平成25年度までに全学的に足並みがそろえるようにする。

さらに、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう①教育課程外における職業的自立のためのキャリアに関する「情報の提供と相談・サポート」を中心とした対応、②教育課程内における「インターンシップ」による職場・就業体験を通じての実地の学び、そして、③社会的自立のためのキャリアに関する教育課程内（授業科目）での学び、の三つを有機的に関連させてキャリア教育を実施する。特に、授業科目内での学びについては、更に検討を加え、効果のある教育体制としていくこととしている。

2. 学部教育

<生活科学部>

管理栄養学科では、平成23年度スタートの新カリキュラムに従い、高度化、複雑化、多様化した社会ニーズに応えられる管理栄養士の育成を開始する。そこでは、臨床栄養、食育及び食品分野に特色のある新教科を配置し、学生の興味を喚起するとともに、魅力ある学科として世に示していく。さらには、平成22年度から進めているNR受験資格取得に向けてシラバスを精査し、平成24年度の導入を目指し、管理栄養士としての活躍の場を拡大していく。

生活環境デザイン学科では、学科パンフレット等を通じて、学力ばかりでなく優れた感性を備えた学生をも幅広く受

け入れることを明記しており、AO選抜や公募制推薦入試等において、感性を評価する選抜方針を立てている。また、平成22年度からの新カリキュラムのもとでは、持続性ある生活環境の構築を視野に入れた教育と人材の育成を目指している。平成23年度は、新カリキュラムの2年目にあたり、改訂された専門教育科目が具体的に展開していく年度である。アパレルメディア、インテリア・プロダクト及び建築・住居の3分野体制の利点を最大限活かしつつ、平成22年度に明確化された3つのポリシーに基づき、生活環境デザインの分野で社会に貢献できる人材の育成を目指す。

<国際コミュニケーション学部>

学部の語学教育の充実のために、まず、英語、ドイツ語、フランス語を履修した学生に対して各語学の資格試験を課し、教育の効果を測り、教育効果の点検をする。次に、英語留学プログラムの質の保証のために、5年目の協定見直しに伴い、各大学のプログラムの視察を行う。第3に、セルフアクセスセンターの活動を展開させ、英語だけでなく、ドイツ語、フランス語にかかわる活動を本年度より始める。

教育の質の保証のために、非常勤講師を含む学部全教員に対してオリエンテーションを行う。また、「教養演習（発展）」の内容を充実させ、総合的な「学士力」に必要な理解力、表現力、批判能力、分析力等を中心としたものに発展させる。さらに、「発信型英語能力」を養成するために、日本人教員による英語での授業を行う。

学生自身の自己表現能力の向上を目指し、表現方法を専門とする教員の指導の下、学生自身の投稿・編集の学生版学部雑誌を刊行し、国際コミュニケーション学部主催の文学賞を新たに設立する。また、学部雑誌『言語と表現』（論文集）にも学生の優秀卒業論文を掲載し、刊行する。さらに、学生のような活動を支援し、英語、日本語でのフリーペーパー、絵本等の刊行を支援する。

学部の教育内容、様々な活動、教員の研究活動を発信する方法として、学部ホームページを充実させ、前年の「学部ブログ」を展開し、「学部ニュース」を日常的に更新するシステム等を構築し、学部の今の姿を社会に発信することを目指す。

<人間関係学部>

平成20年度に設置された学部の将来計画検討委員会は、新しいカリキュラムを提案し、関係会議において承認され、平成23年度から実施される見込みである。新カリキュラムは、専門教育科目について、人間関係学科では、科目区分の名称及びそこに配置している科目の見直しを行い、また心理学科では、新たな科目区分を設定するとともに、既存の科目区分の見直しを行ったものである。これにより、専門教育科目のカリキュラムをわかりやすく整理し、履修者がより体系的な学修を進めることができるよう変更している。平成23年度は、新カリキュラムと旧カリキュラム、さらに心理学科が臨床心理学科であったときのカリキュラムが同時進行するため、その確実な実施に努めたい。

また、学生に対する学修支援として、人間関係学科では、卒論事前指導教員制度という学科内の指導制度を平成22年度から開始しており、平成23年度はその確実な運用を図っていく。

FD活動においては、学生の意見を吸収するシステムとして授業評価アンケートを継続しているが、平成22年度に学生の自由記述を処理するテキストマイニングの試験的導入を行った。平成23年度は、本格的実施に向けて取り組んでいく。

<文化情報学部>

平成22年度は事業計画にも謳ったように、文化情報学部の新たな発展、教育内容の充実を進めるために、新学科「メディア情報学科」増設のためのカリキュラムの検討、教員の補充等の取り組みを進め、文部科学省に対して学科増設の届出を行い受理された。これにより、平成23年4月の増設が可能となった。平成23年度は、新学科初年度に当たり、学生満足度を高めるための教育内容、カリキュラム内容の充実を図るとともに、学生募集のための広報活動をより一層強めていく。

また、新学科増設により、既存学科である文化情報学科の教育内容、カリキュラム内容の再検討を行ってきた。文化情報学科では、「文化・アーカイブス」「アジア・地域・ツーリズム」「社会・ネットワーク」「情報・コンピューティン

グ」の4つの領域を設定し、学科として新たな魅力づくりを進めてきた。また、英語教育の充実のために、必修単位数の増加、毎日英語にふれるカリキュラムへの変更を行った。平成23年度は、教育内容の改編に伴ったカリキュラム内容の充実とホームページ等を通じた広報活動を進めていく。

上記の内容実現のためには、各学科において教育内容の充実、教育力の向上の努力が必要であり、そのために学部内でFD活動を強化していく。また、それに伴った研究活動を進めていく。

＜現代マネジメント学部＞

企業、地域、公共、国際からなるフィールドで活躍できるマネジメントのスペシャリストの育成に努める。具体的には現代社会の諸問題に対応でき、経営、経済、法律、政治といった社会科学の知識や社会諸科学をベースとした幅広いマネジメント能力を育成する。経営、経済、法律、政治の各講義のほか、それらの当該担当教員によるきめ細かな指導の下、引き続きキャリア教育の充実に努めていく。その一環として教員、公務員、税理士、中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー等、色々な資格関連の書籍をそろえ、資格取得のための質問等を受け付ける体制を創り上げている。また、公務員試験対策等、各種資格に関する研究会の開催も教員の協力の下で実施している。このようなキャリア教育環境の充実化は、学生に対する就職への関心度を高めるとともに就職率の向上や日商簿記2級、FP2級、ISO14001、証券外務員Ⅱ種、秘書検定準1級等、19種類にも及ぶ資格取得という結果にも繋がっている。さらに、学生の教育環境を整えるため情報教育、語学教育の関連施設等の充実も併せて図っていく。

また、共同研究室を充実させることにより一層の研究時間の確保が図られ、教員の教育研究の向上が期待される。教員の海外研修や学部紀要の出版、FD推進事業等を実施することで、さらなる教育研究の向上に努めていく。

＜教育学部＞

教員、保育士の養成を目指して平成19年度にスタートした教育学部は、平成22年度に完成年度を迎えた。最初の教員、保育士等採用試験の結果は良好であり、本学部の教育方針が間違っていなかったことが証明されたといえる。したがって、平成23年度は、豊かな人間性を有し、子どものよき理解者、教科・保育内容・方法の専門家等である教員、保育士を養成するという平成22年度の基本方針を継承するとともに、さらに高い能力の教員、保育士の養成を目指して以下のことに努める。

- ① 演習や技能科目等での少人数教育、模擬授業演習やケースメソッドにおける体験型学習、主体的活動の活用を徹底する。
- ② 保育士養成科目のうち、いくつかの演習科目については、法定要件を上回る単位数を必修単位と定める。
- ③ 3年生の教育実習前に各教科及び各教科の指導法の履修を終えるように履修学年を早める。
- ④ 数学教育プログラム履修者を入学時に数学Ⅲ・C履修者コースと未履修者コースに分け、将来は、小学校教員希望者コースと中学校教員希望者コースに分けるとともに、数学授業におけるTSの配備を充実する。
- ⑤ 学生の多様な進路に応じて的確にサポートできる相談員の充実を目指す。
- ⑥ キャリア教育委員会を中心にして、教員・保育士採用試験対策の一層の充実を目指す。

＜看護学部＞

看護学部では、豊かな人間性と幅広い専門的知識・優れた技術を兼ね備え、確かな臨床看護実践力を有し、将来にわたり自立して活動できる看護職を養成することを目指している。

平成22年度は予定通り1年次開講科目をすべて実施し、早期体験実習も概ね順調に終了した。開設2年目となる本年度は、本格的に開講される各専門教育科目及び早期体験実習・基礎看護技術学実習といった臨地実習を計画通り実施するとともに、引き続き3年次以降の領域別実習に向けた実習先等との調整や準備作業を行う。

確かな看護実践力を身につけさせるためには、学内における講義・演習等と学外での臨地実習内容との連携が求められる。また、4年間にわたり実施していく臨地実習においても、実習相互の系統立てた積み重ねが必要である。これらのことを学部全体として意識しながら、具体的な実習内容を担当教員全員が責任を持って検討し、実施していく。

また、文部科学省等の検討会において検討が進められている保健師教育の改正については、法改正の動向も踏まえながら、迅速かつ適切に対応することとし、その際は文部科学省への申請・届出及び受験生への周知徹底に留意する。

学生の看護師・保健師国家試験対策については合格率100%を目標とし、本年度の実力テスト実施を皮切りに、毎年度計画的に実施していく。

その他、平成22年度に学部運営上の基本的体制は概ね整えたが、学年進行に伴い生ずる諸課題に対しては、運営体制の手直し等、臨機応変かつ組織的に対処していく。

3. 大学院教育

<生活科学研究科>

生活科学研究科の食品栄養科学専攻及び生活環境学専攻では、それぞれ人の健康に関わる食と栄養及び持続性ある生活環境に関する問題点を抽出し、新たな展開を創生できるような専門家を引き続き養成する。人間生活科学専攻では、それぞれの分野においてさらに深く探求する能力を備えた研究者を養成する。食品栄養科学専攻では、改訂された学部教育との整合性等の課題を検討する。生活環境学専攻では、学部教育との整合性を図るべくカリキュラムの整備を行ったが、一層の整合性を図るべくカリキュラムの整備と教員の配置を行う。

また、入学者定員を満たすべく、近隣大学からの受入体制を整えたが、その成果は充分とはいえない。学部学生への啓発、ホームページ等による研究科の魅力の提示等により、学内外からの入学者の開拓を推進する。

<人間関係学研究科>

人間関係学研究科では、高度職業人養成という主旨のさらなる実現に向けて、平成22年度に臨床心理学領域における「実習」を見直し、社会学領域における専門社会調査士資格に関する科目の設置等のカリキュラム整備を行った。平成23年度は、こうした教育体制の適切な運用を図る。また意欲的な志願者を多く集められるように、学部学生だけでなく、社会人の志願者にとっても魅力ある研究科を目指して、広報や入試方法の検討を含めて、教育研究体制を充実していくことに努める。

4. FD活動

平成22年度は、全学FD委員会と学部FD委員会との連携強化を図るため、全学FD委員会規準の改正（各学部FD委員とで構成することに変更）を行った。また、授業アンケートにおいては、実施対象科目の選定方法を変更した（従前は全科目対象⇒専任2科目以上、非常勤1科目以上）。研修会及び講演会では、4月に新任研修を行い、新たな試みとして、7月に科学研究費補助金取得のための研修会を実施し、9月にはFD研修会として「学部FDの紹介」、「S*mapを利用したeラーニングシステムの活用実践報告」と「授業支援システム講習会」を行った。また、講演会は学外講師を招いて、10月に「質保証の観点から見た大学の教育力向上の取組」という内容で開催し、12月には題目「伝えたい思いをわかりやすい授業へー話し方、板書、スライドのまとめ方、ノートの取らせ方ー」を実施した。

平成23年度は、授業アンケートにおいては、平成22年度と同内容で実施する予定であり、授業改善の比較を精査していく。学生のニーズに合った特色ある教育を行うためには、各学部固有のFD活動とともに全学的FD活動は非常に重要であることから、引き続き、新任研修会・講演会・研修会を実施し、さらなる充実を図ることとする。また教員の教育力向上のために、学部・学科単位で教員相互による教育実践の検討を行うとともに、新たな方法を模索するために、既に実施している学部事例を参考にして教育研究研修会を実施していく。FD活動の充実を図ることで、教育内容のみならず、研究活動の報告、学生の意識と勉学ニーズを的確に把握し、全学の質的改善・充実を図る。学生による授業評価とその結果を踏まえた授業改善を今後も継続して組織的に行うこととしている。

5. 学修支援

学生支援システム（S*map）は、平成23年度で5年目となり、新学部の開設や学科のシステム改修も加わり、学生と教員・授業を結ぶ仕組みとして確立されている。また、平成23年度においては、平成22年度大学改革推進等補助

金「大学生の就業力育成支援事業」の選定に伴い、トータルライフデザイン教育の構築と推進という内容で、キャリア教育科目の整備・体系化、トータルポートフォリオ・GPA制度の導入及び学生への指導強化の側面から新たな学修・生活指導教員制度を取り入れ学生の社会的・職業的自立を図り、学生の就業力の育成を把握する。

一方、学校教育法施行規則の一部を改正する省令に伴い、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすという観点から、現在冊子体によるシラバス（授業計画）をWeb上にて公開することとする。このことにより、到達目標、準備学習（授業時間外学習）等シラバスの充実を図るとともに学生にわかりやすく明示する。

Ⅲ. 学生生活支援

1. 奨学金制度

平成22年度に、椋山女学園大学創立60周年（平成21年度）を記念して椋山女学園大学同窓会からの寄付金を奨学基金として創設した。平成23年度から、この奨学基金を原資として、生計が苦しい学生に対し、奨学金を給付する事業を開始する。また、経済的理由により学生が修学機会を奪われることがないようにさらに個別の相談会を充実させ、指導教員や学生相談室との連携を強化していく。さらに、財政要支援学生の早期発見、早期対応を行うほか、学内外の奨学金制度をより有効的に利用できるように努める。なお、日本学生支援機構等の貸与型の奨学金利用者については、計画的な利用や指導を行う。

2. 健康管理・メンタルヘルス

平成22年度は、学生相談の大学内連携を図るため「学生支援のためのガイドライン」を作成し、全教員へ配布した。また、学生相談室でも「教職員のための学生対応ハンドブック」を発行した。

平成23年度は、学生相談室に臨床心理士の資格を有する専任のカウンセラー1名を配置し、非常勤カウンセラー、学生相談アドバイザー（専任教員で心理学又は精神医学の専攻者）と連携した学生相談体制の充実を図る。また、学生相談室の利用日時を拡大し、年間を通じていつでも相談ができる体制を整備する。

ハラスメント対策として毎年、学園との連携による講習会を開催しているほか、ポスター掲示や年2回の相談窓口担当者研修会を実施しており、平成23年度も継続して行う。

学生の健康管理としては、平成22年度は、1年生に対し保健調査を実施し、学生自身が健康管理に注意を払うようになったため、医務室利用者が減少した。なお、学校医（医務室）による健康相談やAED講習会は、平成23年度も継続して行う。

3. 課外活動・学生生活支援

学生の自主的な活動を支援するため課外活動の動画を大学ホームページに掲載した。平成22年度は、1年生のうち約34%が課外活動に登録し、大学全体で73の団体を公認し、全学生のうち約27%が活動に参加した。

また、看護学部の新設に伴い、新たに代万寮を開所した。そして、富士見寮、代万寮の寮生が安全・安心に生活できるよう携帯用の防犯ベルの配布や避難訓練を行った。

福利厚生施設の充実として日進キャンパスにコンビニ型式の売店を設置した。

平成23年度は、課外活動の支援をさらに進めるほか、ボランティア活動への支援について体制を整える。また、福利厚生施設（食堂、売店、書店、チケットサービスセンター）の充実に努める。

4. 就職支援・キャリア支援

平成22年度に、文部科学省のGP「大学生の就業力育成支援事業」が採択されたため、1年生からのトータルライフデザイン教育の構築と推進を実施する。学長の下に設置されたキャリア教育特別委員会において、人材バンクとキャリア教育の評価体制を構築する。

就職活動中の学生の支援事業として、以前から進路就職ガイダンス及び各種セミナーを実施している。時代の要求に合わせ、その都度、学生の要望も考慮しながら改善を図る。

平成22年度は、「人間になろうOG就職交流会」として様々な職種（総合職、一般事務職、営業職、商品開発、ショールームアドバイザー）のOG11名を招き、3年生にOGから各職種の仕事内容を直接聞くことのできる機会を設け、社会人の就職体験、現在の就業状況についての説明・相談会を開催した。平成21年度は年末に開催したが、就職活動の早期化の影響を考慮し、平成22年度は9月に開催した。学生のアンケートでは、職種をもっと増加させてほしいとの要望が出された。平成23年度は、開催日時、会場を考慮し、業界・職種の幅を拡大させて、3年生に仕事を考える機会を十分に提供できるよう検討する。

インターシップ事業を拡大し、学生の就業意識の確立と就業体験の場所を開拓する。これは、「大学生の就業力育成支援事業」の一環でもあり、さらなる事業の充実を図る。

平成21年度から、文部科学省のG P「大学教育・学生支援推進事業」就職支援推進プログラムとして「次代を生き抜く『人間力』を核とした就職基礎力の支援強化」が採択されたことにより、平成22年度には、新しい取り組みとして就職支援対策講座を開催した結果、講座前より講座後の確認テストの結果、87.5%の学生の成績が上がり、かなりの効果が認められたため、引き続き平成23年度も継続していく。

5. 学修・生活指導教員制度の充実

平成22年度は、学生生活指導教員が学修支援の必要な学生の早期発見、指導を行うことを明確にするため「学生生活指導教員」を「学修・生活指導教員」に名称変更した。

平成23年度は、指導教員と学生が信頼関係を構築して、充実した学生生活を送れるように成績や授業の出欠状況等から支援が必要な学生に対して学生相談室、ハラスメント相談室、医務室、学生課、教務課等関係部署と連携を図り、学生支援の充実に努める。

IV. 研究事業

1. 研究支援（研究費・研究環境制度の整備・充実）

研究支援については、個人研究費及び学園研究費の配当、外部研究資金の獲得がある。

学園研究費の配当については、個人研究費ばかりではなく学部内及び学部を超えた共同研究に対しても行っている。外部研究資金（科学研究費補助金、その他の学外研究助成金、受託研究費等）の獲得は、単なる学園財政上の問題を越えて、その採択自体が研究の社会的評価を伴っている。平成22年度は、科学研究費補助金（平成23年度新規分）への応募件数が、52件（前年度32件）に増加した。

平成23年度は、引き続き、学園研究費については、学部を超えた学際的な共同研究を奨励していく。さらに学長のリーダーシップの下、研究助成の採択向上を目指し、科学研究費補助金の説明会を実施するほか、教職員向けホームページや教員業績データベースを活用して、外部の研究資金の獲得を行い、併せて研究支援体制を強化していく。

2. 研究成果の公表（研究活動の点検・評価を含む）

研究成果の公表については、研究活動の発表の場としての「椋山女学園大学研究論集」や学部独自の研究紀要の発行、学外の学会雑誌への投稿及び学外研究会への研究発表の奨励がある。

各種研究論集については、毎年、その年度に行った研究成果について投稿し、発刊している。研究発表が学内だけに留まらず、学外に向けても発表できるように各学部ともこれを奨励している。実際に著書、学術雑誌、新聞の連載等に本学の教員の研究が掲載されている。

平成22年5月より、学術機関リポジトリ構築に向けての検討が開始され、本学の知的資源を広く公開するべく、システムの検討やコンテンツ作成に必要な費用等、予算面の情報収集から始めている。平成23年度中の構築を目指して準備を進めていく。

V. 国際交流

1. 国際交流

国際交流として平成22年度事業計画に記載した4事業の進捗状況については、以下のとおりである。

①交換留学プログラムの拡充では、北米の新協定校の開拓が中断したままである。②広報活動の活性化では、国際交流センターのホームページの更新が終了した。③学术交流の準備と実施は、平成21年11月に始まった上海師範大学との2回目の交換講演を平成22年5月に実施した。④教育実習生等と本学学生の交換プログラムの創設は、協定校の経済的理由で断念した。

平成23年度事業計画としては、①交流（交換）講演の実施、②訪問・客員研究員制度の創設の2点が挙げられる。達成時期としては、平成23年度内を想定している。

2. 留学生支援

留学生支援として平成22年度事業計画に記載した3事業の進捗状況については、以下のとおりである。

①交換学生の母語を活かしたインターンシップ研修先の学園内での開拓は、授業補助、研究補助、併設中高生の海外研修オリエンテーション等の支援という目標に向けて、英語・中国語ともに一歩拡大したが、インターンシップ研修としては量的に十分ではない状態である。②交換学生の履修可能な科目の拡大は、交換学生自身の日本語能力に左右されるため平成22年度での拡大は困難となった。③学習と行事の両面で、交換学生と私費外国人留学生の交流機会の促進は、私費外国人留学生数の少なさ等により実現しなかった。

計画目標としては、①各学部における単位認定制度の検討、②SAFへの加盟（準会員として）、③「留学準備講座」「日本語能力試験・JTEST（実用日本語検定）講座」の開設、④私費外国人学生に対する編入学制度の検討の4点が挙げられる。達成時期としては、平成23年度内を想定している。

VI. 学術情報

1. 図書館

平成22年5月に図書館のマイライブラリ機能がS*mapと連動した。これは、S*mapからマイライブラリに入ると、新着情報や自分が借りている資料確認等ができる機能であり、今後、資料の予約等、情報の範囲を拡大していくことも可能である。

また、平成22年5月より、学術機関リポジトリ構築に向けての検討が開始され、本学の知的資源を広く公開するべく、システムの検討やコンテンツ作成に必要な費用等、予算面の情報収集から始め、平成23年度中の構築を目指して準備をしている。

かねてより検討されてきた地域開放の一環として、夏季・春季休業中においては、中央・日進図書館において女子高校生への閲覧室の開放を実施してきたが、なかなか実際の利用者には結びついていないのが現状である。広報等を考えながら、しばらくは継続して実施をしていく予定である。

平成22年度は、図書館規程及び図書館利用規程について整備し、平成23年4月より、一般女性の受入を開始するための準備をしてきた。また、一般女性の受入も考慮に入れて、平成22年度中に入退館システムを導入し、4月の正式稼働後には、利用者の状況をより詳細に把握し、蔵書構成等に活かす予定である。

地域連携については、平成22年度中に、名古屋市図書館及び日進市立図書館と本学図書館において、各図書館の利用者が、各図書館において、各図書館所蔵の資料の現物貸借を無料で行えるように検討を重ね、協定を結ぶに至った。平成23年度は、さらに愛知県図書館において同様の実施が可能かどうかを検討していく予定である。

また、平成22年度に実施した学生ボランティアの活動や学生による選書ツアー、データベース活用講座等をさらに充実させて、図書館の活性化を図っていく。

2. 情報環境

情報リテラシーガイドラインに基づく情報リテラシー教育の展開及び情報リテラシー力向上のための環境構築を進めることにより、学生の情報リテラシー力の向上を図る。

自主学習用プログラムの導入による情報関連資格の自習環境の整備について、平成20年度の試行的配備に引き続き、平成21年度は対象を全学部に拡大し、平成22年度には新学部（看護学部）にも拡大した。本環境は、学生の自学自習を促進するもので、情報リテラシー力の向上に寄与している。平成23年度は試験名称の変更（MCAS⇒MOS）に対応して環境の入れ替えを行う。

情報リテラシーの共通化については、情報リテラシー1科目を平成21年度より必修化し全学的に実施するとともに、入学者のレベルに配慮した授業の展開のためTS（Teaching Staff）の配備を強化した。さらに、平成22年度は試行的にチューター（本学学部学生による支援）を採用した。チューターの試行結果が良好であったことから、平成23年度は全学に拡大する。

情報系資格取得のための初級システムアドミニストレータ試験対策講座については、平成21年度より試験の名称変更に伴いITパスポート試験対策講座として継続実施した。しかし、平成22年度は合格率が低迷したことから、平成23年度は講座回数を増やし講座内容を強化する。

平成20年度から開始したマイクロソフト認定のMCP試験対策講座は、平成22年度も想定人数を上回る受講者があり好評であった。平成23年度は対象試験の見直しに伴い、後継試験に向けた衣替えを行う。

Ⅶ. 社会貢献・連携事業

1. 大学間・地域間連携

大学間・地域間連携については、「大学間・地域間連携事業の推進実行ワーキンググループ」が行動計画を策定した。この行動計画に基づき、実行できる事業から具体化する。主な連携事業は、「相山デザインセンター」（仮称）による星が丘地域連携事業、図書館ネットワークと地域開放、企業との寄付講座の実施、地域自治体との包括協定の締結、学生ボランティア派遣による地域貢献、国公立大学との教育及び研究活動の推進、単位互換制度の充実、女子大連携による共同事業が計画されている。平成22年度については、そのうち、図書館ネットワークとして、日進市立図書館や名古屋市千種区図書館との図書相互貸出についての協定が締結された。また、図書館開放については、女子高校生への開放を行っている。また、各学部の教育研究に基づく自治体との連携事業も活発に行われている。

平成23年度は、引き続き、各学部の教育研究に基づく自治体との連携事業を支援するとともに、上記のワーキンググループ行動計画に基づいた連携事業について組織的に検討を行い、大学としての連携を推進していく。

2. 生涯学習（公開講座・連携講座の実施等）

一般社会に生涯学習の場を提供し、キャリアアップ、教養力の涵養等の受講生の多様なニーズに対応することができる講座を、本学の教授陣も加わり、各種開講し、広く社会に生涯学習の機会を提供することとする。また、学生のキャリア支援を実施するため、在学生の受験希望の多い各種資格試験科目について、学内を準会場として団体受験させる等資格取得支援を実施する。

その他、公共団体への講師の派遣、学内の施設を利用した連携講座の実施を行うことで、より多くの生涯学習の場を身近な場所で、学ぶ方々の職業や性別に関係なく提供している。この連携講座は、連携先の公共団体等とともに、大学内での日頃の教育研究の成果が地域社会の中でよりわかりやすく還元され、その地域の方々の知識や教養となって貢献できる“学び舎”を目指している。平成22年度には、名古屋市健康福祉局（昭和保健所）連携講座を新設し、さらに、平成23年度以降も継続的に実施する予定である。

3. 臨床心理相談室

臨床心理相談室の相談件数は、平成19年度以降は年間2,000件を超えるようになっており、この傾向は、平成23年度も続くと考えている。また、日進市教育委員会との連携による、日進市内の小中学校への臨床心理相談に関する巡回指導業務も行っていく。

臨床心理相談室は、地域に開放された施設であるとともに、大学院生の研修施設でもある。ここでの教育・訓練は、カンファランスとスーパーヴィジョンを中心としているが、その他にも毎年開催している特別講演会も継続していく。

また、教育関係者やスクールカウンセラーを対象とした研修講座（平成15年度から継続して開催）や一般の方々を対象とした特別講演会等、臨床相談室が持っている知財を広く社会に向けていくことを継続していく。

VIII. 学生募集・入試改革

1. 学生募集

入学広報については、広報活動内容も見直ししながら、戦略的に募集活動及び広報活動の強化を図る。

具体的には、オープンキャンパスの充実や大学展への積極的な参加を通じて、受験生及び保護者への活動を強化し、高等学校への訪問及び教員対象大学説明会の実施による高等学校への積極的な情報提供を行っていく。特に、本学の入試広報イベント別の志願動向では、大学独自の広報イベントの重要度が高い位置づけにある。

平成23年度においても、オープンキャンパスや出張講義等の入試広報において、教職員の円滑な協力を得るための方策を検討して、積極的に学生募集を行う。

2. 入試改革

本学への志願者増加を図り、安定的かつ質のよい学生の確保に努めるため、国の方策等も踏まえ、中・長期的展望を視野に入試制度の改革を進める。

入試制度をめぐる諸課題については、前年度に引き続き、実施結果の検証・改善に努めたいと考えている。

なお、「合格から入学までの学習喚起（入学前教育）」については、平成22年度事業では対応できなかったが、全学的な協力体制の下に推進される必要があるため、教職員の円滑な協力を得るための方策も併せて、平成23年度事業において制度設計、実施部署等も含めて検討する。

IX. 管理運営

1. 管理運営体制

大学の管理運営体制については、学長の指揮の下、理事会との連携を取りながら大学改革を進める大学改革審議会、各学部教授会との連携により大学全体の重要事項を審議する大学協議会を設置して諸課題に対応している。また、各学部教授会の下、全学的な委員会が30を超え、定期的に開催されるもの、随時開催されるもの等様々な形態があり、いずれの委員会においても活発な議論が交わされている。

中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて」答申により、教育の質保証についての重要性が益々高まり、これに関連した大学全体の教育改革をより積極的に推し進めなければならない。大学の教育、研究、学生支援、社会貢献、国際活動をさらに充実・発展させていくために、平成22年度に大学改革審議会の下に設置された「教学組織検討ワーキンググループ」から具体的な行動計画を示す最終答申が出された。

本答申は、教学組織と事務局が協力して大学運営にあたることを目的としており、本学が教育、研究、学生支援、社会貢献、国際活動の各分野において、適切な合意形成に基づいて、大学全体としての方針や施策を決定し、各分野の特性を活かした戦略的な大学運営を行う体制を構築することができるよう、議論を進めていくこととする。

2. 自己点検・評価

大学の自己点検・評価活動として、毎年「大学年報」を刊行し、7年に1回の第三者評価に備えている。平成22年度は、第三者評価における中間報告として、平成18年度の認証評価時に受けた助言等の改善状況や進捗状況について改善報告書及び完成報告書を提出した。また、「大学年報 第14号（平成21年度版）」では、財団法人大学基準協会が提示する新大学評価システム（平成23年度以降に適用）に沿った形式に改めて作成した。この形式に改めることにより、大学の内部質保証システムの構築、つまり大学・学部自身の自主的なPDCAサイクルを展開させることによる自己点検・評価を図って、今後の本学の改革の推進に役立てていく。

平成23年度も平成22年度に実施した事業にかかる大学年報を発刊することにより、大学事業を自己点検・評価し、内部質保証システムを強化させていく。

4 椋山女学園高等学校・中学校に関する事項

I. 平成23年度の基本方針

幼稚園から7学部を擁する椋山女学園大学・大学院までの女子総合学園の中の中学・高等学校としての意識を明確にし、「人間になろう」の教育理念に魅かれて入学してくる生徒・保護者の期待に応えるための教育実践を積み重ねる。

- ① 学力向上を目指し、大卒が決定した新カリキュラムを整備する。
- ② 生徒が主体的に参加できる行事の企画・運営を行う。
- ③ 生徒が健全な学校生活を送るための、基本的な生活規律の確立を目指し日常的な指導を徹底する。
- ④ 生徒の自主性の育成を図るため、生徒会活動の活性化を推進する。
- ⑤ 学年に即した生徒の進路意識を啓発し、生徒に応じた進路指導を実施する。
- ⑥ 成長期の心身の発達に留意し、椋山女学園食育推進センターと連携し食育教育を実施する。
- ⑦ 椋山女学園エコ対策推進委員会と連携し、エコ対策教育を推進する。
- ⑧ 椋山女学園大学国際交流センターと連携し、豊かな国際交流プログラムの企画・運営を行う。
- ⑨ 心の悩みを抱える生徒の実態把握と指導の充実を図る。
- ⑩ 部活動の活性化を図る。
- ⑪ 図書館を利用した椋山独自の多角的な学習活動の充実を図る。
- ⑫ 総合学園としての展望をもった生徒募集政策を策定する。

II. 教育活動

1. 生徒の学習習慣の確立と基礎学力の向上

- (1) 生徒が主体となる「調べ、まとめて、発表する」授業形態を工夫する。
- (2) 小テスト、補習等をこまめに実施し、家庭学習につながる課題を工夫する。
- (3) 学力実態分析をもとに、生徒個人々の学習意欲を喚起する指導を推進する。
- (4) 望ましい学習態度、学習習慣の育成と定着を図る。

2. 中学・高等学校6カ年を見通した新カリキュラムづくりとシラバスの作成

- (1) 中学・高等学校とも、新学習指導要領に対応した平成25年度完全導入のカリキュラムづくりを完成する。
- (2) 平成22年度の各教科指導の反省に基づき、より効果的なシラバスを作成する。

3. 教員の指導力の向上

教科会での研修報告や公開授業等、指導法を交流する機会を設ける。

4. 「人間になろう」の教育理念のもとに行う特色ある教育

- (1) 総合学習では「人権」「環境」「国際理解・平和」の3分野を設け、調べ学習、実体験、まとめの発表等の学習を通して、大テーマ「人間になろう」を追究する。
- (2) 修学旅行等の校外行事に際しては、事前研究、現地での講演・体験等、事後の報告、レポート作成、プレゼンテーション等の学習活動を推進する。
- (3) 情操育成のため、芸術鑑賞の機会を設ける。
- (4) 国際理解を深める教育の一環として中国の姉妹校との隔年相互訪問、カナダ・ニュージーランド、オーストラリアへの語学研修を実施する。又、交流校を新規開拓したい。

- (5) 別記図書館を利用した読書活動の推進に努める。

Ⅲ. 生徒指導

1. 生徒の自主性の育成

- (1) ホームルーム活動や委員会の充実を図る。
- (2) 生徒会活動の充実や発展を推進する。
- (3) 部活動の活性化を推進する。

2. 生活規律の確立

- (1) 身だしなみ・マナー・遅刻者指導等、生活規律の確立をする。
- (2) 問題行動への対応と防止を行う。
- (3) 家庭・関係機関等との連携を推進する。
- (4) エコを意識した生徒の自主的な活動を推進する。

Ⅳ. 進路指導

1. 生徒進路決定のサポート

高校では、年次指導計画に従って、進路意識の早期啓発から具体的な志望校・学部・学科選びまで、個々の生徒の進路決定に向け、きめ細かい指導を推進する。(適性検査、校内模試等)

2. 併設大学進学者に対する進学指導

- (1) 高校2年次では、1学期に1回大学各学部教員による学部内容の説明会を実施し、3学期末に大学での模擬授業を体験させ、より明確な学部選択ができるよう指導する。
- (2) 高校3年次では、学部説明会及び卒業生との懇談会を設定し、進路決定を指導する。

3. 他大学進学者に対する進学指導

他大学への進学希望者に対しては、他大学へ進学した卒業生との懇談会の設定をはじめ、外部進路情報の提供を綿密に行い、学力補充のための講座や補習を実施する。

4. 中学校における進路指導

椋山女学園高等学校進学及びそれ以外の進路を希望する生徒に対し、適切な指導を行う。

Ⅴ. 安全管理

1. 生徒の安全を確保するための交通安全指導と犯罪防止活動等の実施

- (1) 交通安全・痴漢防止対策等における警察署との連携、生徒への広報活動を推進する。
- (2) 外部者による危険を想定した危機管理マニュアルの周知、防犯訓練の実施、防犯設備・グッズの整備を図る。

2. 学校防災計画の充実と実施

- (1) 災害発生時の応急対応体制の整備とマニュアルの作成をする。
- (2) 保護者との連携を推進し、災害発生時の徒歩帰宅による集団下校、連絡方法等を周知徹底する。

Ⅵ. 保健管理

1. 学校保健計画の作成と速やかな実施

- (1) 健康診断を実施する。

- (2) 環境測定を実施する。

2. カウンセリング等の教育相談体制の整備・充実

- (1) 心身に悩みを持つ生徒の実態把握と教職員の連携を図り指導の充実を図る。
- (2) カウンセラーや併設大学院人間関係学研究科の学生との連携を図り指導の充実を図る。

VII. 職員研修

1. 教育力向上のための研修実施

- (1) 全教職員参加の研修会を年2回行う。
- (2) 校外の各種研修会への参加を推進する。(全国私学研究集会、中部私学研究集会等)
- (3) 教職員の個人的な研修を支援する。(個人研修費の利用)
- (4) 新任教職員への研修を行う。

VIII. 保護者・地域住民等との連携・協力活動

1. PTA活動等への協力を通じた保護者との連携

- (1) PTA定例総会を実施する。
- (2) 各学年における保護者会や学級懇談会を実施する。
- (3) PTA研修会等を実施する。
- (4) 緊急連絡網を整備する。

2. 地域住民との連携・協力活動

- (1) 登下校時の通学路・地下鉄駅でのマナー指導を徹底する。
- (2) 学校行事に際して地域住民に理解と協力を依頼する。
- (3) 覚王山地域を知るための総合学習を実施する。
- (4) 全校生徒による地域清掃活動を実施する。

IX. 施設・設備

1. 特別教室の有効活用

- (1) 授業後に、コンピュータ室1室を定期的に開放する。
- (2) 特別教室を適切に利用可能な状態にする。

2. 視聴覚機器の有効活用

- (1) 普通教室のプロジェクターをいつでも使用可能な状態に保つ。
- (2) 視聴覚機器を適切に利用可能な状態にする。

3. 各種施設の有効活用

グラウンド・体育館等、諸施設の安全で有効な使用を促し、ホームルーム活動やクラブ活性等に役立てる。

4. 各種処理ソフトウェアの充実

成績処理システムのより円滑な使用に努め、教員の生徒指導の時間を確保する。

X. 生徒募集計画

1. 本校の魅力の広報・発信

学園広報課と連携を密にして、学校案内パンフレットやホームページの充実を図る。

2. 総合学園としての展望をもった生徒募集政策の策定

学園を取り巻く情勢分析、過去の入試結果の分析、入学生の追跡調査を行い、募集政策を策定する。

3. 各種企画の充実

オープンスクール・学校説明会・入試体験（中学校）・入試説明会（高等学校）の充実を図る。

XI. 図書館活動

1. 学習・情報センターとしての学習活動支援

- (1) 新入生対象に図書館メディア・オリエンテーションを実施する。
- (2) 教科推薦図書を購入する。
- (3) 図書館での調べ学習授業や総合学習「人間になろう」へのレファレンスサービスを行う。
- (4) 授業での図書館利用を推進し、授業外での活用も促進する。

2. 読書センターとしての読書活動支援

- (1) 読書ノート・図書館利用ガイドを発行する。
- (2) 魅力ある選書と配架の充実に努める。
- (3) 生徒希望図書を購入する。
- (4) 図書委員会の活動を支援する。
- (5) ホームルーム読書会へ集団読書テキストを提供する。
- (6) 椙中・椙高100冊により読書活動を推進する。

3. 外部との積極的な連携

- (1) 図書カードを利用して保護者への貸し出しを行う。
- (2) 椙山女学園高・中図書館ホームページによる情報提供を行う。
- (3) 図書館見学の依頼に応じる。
- (4) 小学生を対象に閲覧室開放を実施する。

5 梶山女学園大学附属小学校に関する事項

I. 平成23年度の基本方針

本学園教育理念「人間になろう」を教育の根幹におき、小学校校訓「強く、明るく、美しく」の具現を目指した教育の推進と共生と未来志向の視点のもとに学校改革・改善を図る。

学校改革の目標は、「グローバル時代の“人間になろう”を目指した学校づくり」であり、学級・学校をひらき、地域や世界とつながる学校として確固たる地位を創り出す。

II. 教育活動

1. 教育目的

梶山女学園大学附属小学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

2. 教育方針

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院まで備えた当地方唯一の女子総合学園の一翼を担って一貫教育を推進し、教育の一層の充実を目指す。
- (2) グローバル時代の「人間になろう」を目指した学校づくりを推進する。
共生と未来志向というグローバル時代の視点のもと、「ひらく・つなぐ・つむぐ」をキーワードに、学校改革を推進する。
- (3) 本校の伝統に基づきながらも、学級・学校をひらき、未来を目指し、地域や世界とつながる学校として確固たる地位を創り出す。
- (4) 小学校校訓「強く、明るく、美しく」をグローバル時代の「人間になろう」の観点から具体化し、その具現化を目指す。
 - ① 「強く 共に生きる」
命と自然を尊び、心や身体を鍛え、共にたくましく生き抜く力を培う。
 - ② 「明るく 共に学びあう」
基礎基本の学力とその活用力を養い、深く考え自ら学ぶ態度や習慣を育て、個性の伸張を図る。
 - ③ 「美しく 共に響きあう」
礼節を重んじ、豊かな情操や芸術性と国際性を養い、思いやりと品位ある生活態度を養う。
- (5) 共に生きる学級・学年プロジェクト活動、共に学びあう学びのコミュニティ、共に響きあう合唱団を創出する。
- (6) 1学級30名の学級編成を基盤に、15人ずつの少人数指導も取り入れ、個々の児童を大切に、行き届いたきめ細かな指導に努める。
- (7) 毎日英語を少人数で実施し、地球言語としての英語のコミュニケーション力を育成する。同時に、国際性あふれた資質と態度形成を図る。(平成23年度は、1・2年生完全実施、3年生以上は週4回実施。)
- (8) 女子のみの利点を生かし、思いやりと品位があり、社会的貢献ができる人間性豊かな児童を育成する。そのために、文部科学省が推進するESD(持続発展教育)や市民性教育を追究する。
- (9) 一部専科制を取り入れ、専門性を生かした指導の充実と中学校高等学校や大学との連携を図る。特に、音楽の専任化を図り、合唱団の発足と育成に取り組み、合唱コンクールへの出場ができるような体制づくりを行う。
- (10) 教職員相互の信頼関係と協働性を高め、全教職員が一体となって、学校づくりに当たる。また、教員研修を充実し、教員の質の更なる向上も図る。

- (11) 私立学校教員としての誇りを持ち、私学教育の特色を発揮すべく独自の指導実践を工夫する。

3. 教育活動

- (1) 新学習指導要領に依拠しつつ、本校教育の内容を質的にも向上させ、学力と生きる力の深化と定着に努める。
- (2) 学力の基礎をなす国語・算数は勿論、他の教科・領域も、学び合い等の指導に工夫を凝らし、学力の向上とともに、児童の自ら学ぶ意欲を高め、学びのコミュニティとしての学級の発展も目指す。
- (3) 専任講師、専任教諭による英語学習を毎日少人数編成で、1年生から実施し、英語によるコミュニケーション能力を高め、学級担任と共に国際理解や国際交流の深化を目指す。(3年生以上は、平成23年度は週4時間実施。)
- (4) 4年生山の生活、5年生海の生活、6年生三方の生活、6年生修学旅行などの校外宿泊生活を実施し、様々な体験活動を通じて、児童の知見を広げるとともに、自立性協力性など多面的伸張を図る。
- (5) 書初コンクール、図工作品展、縄跳び大会など様々な活躍の場を設け、児童の特性の伸張を図るとともに、学級全体の向上や国際的な交流の場としても役立てる。
- (6) 「ヒックとトゥースの広場」で児童の主体的なプロジェクト活動を行う。異学年の交流などを含めて支援する。
- (7) 国際交流を進めるため、5・6年希望者を対象にオーストラリアのパスなどでホームステイを実施する。
この交流活動とリンクする学習プロジェクトを開催し、子どもたちの事前学習を充実し、現地での体験活動や交流活動の充実を図る。カナダとの交流も検討する。
- (8) 情報教育については、各学年で総合的な学習の時間等を活用し、パソコン指導を行い、操作能力の修得と調べる力、発表力など、プレゼンテーション能力の向上を目指す。
- (9) ビオトープの再整備、校庭の芝生化など関連させながら、環境教育に力を入れるとともに、各学年で取り組んでいる内容の位置づけを明確にし、環境教育の統括化と実践化を図る。
- (10) 国際教育、環境教育、平和教育、人権教育、食育等を相互に関連させ、文部科学省及び国際連合が世界中で進めているESD(持続発展教育)を全教育課程において実践化し、世界の教育ネットワークと連携していく。
- (11) 食育を通して、健康を守り育てる、豊かなこころをはぐくむ、環境にやさしいをキーコンセプトにして、すこやかな人間の育成を図る。
- (12) 朝読書タイムを確保し、読書指導を行う。
- (13) 土曜日に実施していた土曜教室を、「クリプトメリアン サタデースクール」と改称し、伝統文化・アート・サイエンス・スポーツ・コミュニケーションの5つのコンセプトによる椋山女学園のスクールアイデンティティの浸透と「人間になろう」の目標を掲げ、再スタートとする。囲碁、和太鼓、三味線、折り紙、フラダンス、絵画、科学実験、スポーツ、フランス語など普段の授業では扱わない内容について専門講師が指導し、児童の特性の伸張を図る。また、大学生を中心としたふれあい実習のボランティア活動を通して、国語、算数の基礎学習の定着を図る。

III. 生徒指導

- (1) 生活指導主任と生活指導部の活動をより強化し、予防的生活指導の徹底を図る。
- (2) スクールカウンセラーを導入し、教育相談活動の充実を図る。併設大学人間関係学部との連携を深める。
- (3) 人に優しい、人の痛みのわかる心温かな情操の育成に努める。
- (4) 「早寝、早起き、朝ご飯」など児童の基本的な生活習慣の浸透を、保護者の理解と協力を得ながら推進する。
- (5) 挨拶、言葉遣い、所作などに気をつけ、品位ある生活習慣を身につけさせる。
- (6) 規則を守ってけじめある生活をし、誇りを持って行動できる子を育成する。

IV. キャリア教育

- (1) 発達段階に応じた適切な自己理解を促進し、自己の成長に気付かせ、自分の良さや可能性を認め、将来への夢や希望がもてるように賞賛や激励の働きかけに努める。
- (2) 職業体験に結びつく、児童の主体的なプロジェクト活動を「ヒックとトゥースの広場」等を利用して行う。

V. 安全管理

- (1) 「防災計画」、「児童の安全確保及び防犯対策」、「災害時の措置」などの規程に基づき適切に対応する。
- (2) 防災・防犯施設の整備点検充実を図る。
- (3) 生活安全情報に留意し、通学路の安全確保、安全点検に努めるとともに、安全教室などを実施し、児童の登下校の防犯意識を高める。
- (4) 昼間は警備員による校門を中心とした学校周辺警備、夜間は防犯機器による機械警備を継続する。
- (5) 安全管理に対する教職員の意識を改革する研修会を継続的に行う。

VI. 保健管理

- (1) 本校保健安全計画に基づき、児童の健康管理、安全管理の適正化を図る。
- (2) 児童の病気・怪我などに対する適切な対応について周知徹底を図る。
- (3) 日常生活で安全に行動できる能力を養うとともに、命を大切にする気持ちを高める。
- (4) 保健室の整理整頓に努め、より適切な運営ができるように、保健室の充実と保健関係の広報活動を図る。

VII. 組織運営

- (1) 教務主任、生活指導主任、研究主任、行事主任を置き、小学校の運営委員会のメンバーとして学校の組織的運営に責任ある立場としてかわり、全校一体となった学校運営に努める。
- (2) 広報活動を学園と一体になってさらに強化していく。ホームページの充実を図り、小学校側にも、担当と実務担当を置き、すばやく日常的に対応できるようにしていく。
- (3) 財政的経営状況の健全化に努める。
- (4) 学校評価を実施し、学校経営の適正化を図る。
- (5) 個人情報管理について適切な対応を図る。

VIII. 職員研修

- (1) 教員の人材育成、能力開発の観点から、ライフステージにあった研修目標の設定と研修を実施していく。また、個々の研修を教職員全体でも共有し、学校全体の組織力も強化していく。
- (2) 全校で共通なテーマを設け、テーマの探求、研究授業の実施、研究紀要の作成など、主体的な研究活動を実施したり、外部の専門家を講師で招いたり、積極的に研修会へ参加したりして、研修活動の活性化を図る。

IX. 学校評価

- (1) あらゆる教育課程において、計画・実行・評価の視点をもって、普段から学校運営に全教職員がかかわる。
- (2) 3学期に、全教職員での学校評価を行い、次年度の学校計画づくりに活かす。
- (3) PTA活動などからの要望や保護者の意見などを、学校改善に活かす。
- (4) 外部者や専門家等のメンバーによる評議員会を設け、学校教育への助言や評価をいただき、学校経営に活かす。

X. 保護者・地域住民等との連携

- (1) 学期に2回ずつの保護者会と年に2回の個人懇談会を開催し、保護者の学校教育への理解を深めるとともに、教員・保護者間の意志の疎通を密にする。
- (2) 保護者とは日常の連絡も密にとることに留意し、相談事にも親身になって応えることに努める。
- (3) P T A活動を学校づくりの重要なパートナーとして位置づけ、プロジェクト型の新たな活動を通して、学校改革を推進する。
- (4) 地域からの信頼を高められるよう次の事項に留意する。
 - ① 地域の行事や地域の交通安全活動等に積極的に協力参加する。
 - ② 児童の登下校や地下鉄・バス利用の態度の向上を図る。
 - ③ 保護者の学校周辺での自家用車駐停車のマナー向上を図る。

X I. 施設・設備

- (1) 施設・設備の保全・維持・管理の充実に努める。
- (2) 施設・設備・備品等の充実を図る。
- (3) 古い施設設備であっても、展示や整理整頓など、徹底的に工夫し、活用していく。
- (4) 全教職員が、校内の空間構成への意識を高め、児童の学びへのしかけとなる空間構成を演出する。

X II. 児童募集計画

- (1) 募集広報活動の充実を図る。マスメディアを利用した広告の効果的な掲載を図る。
- (2) 特色ある独自の授業の実践に努め、積極的にマスメディアに情報を流す。
- (3) 従来行ってきた幼稚園訪問等も繋がりや強弱を勘案しながら継続する。
- (4) 入試時期や入試方法について再検討し、改善を図る。
- (5) 広報活動を素早く、日常的に、ホームページ等で行う。

6 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項

I. 教育方針

本学園の教育理念「人間になろう」を根幹とし、人間性豊かで心身ともに健やかな幼児を育成する。

さらに、本園の教育方針（①健康で明るく元気に満ちた幼児に育てる（健康）②何事も自分から進んで力いっぱい取り組む幼児に育てる（積極）③友だちと仲良く遊び、思いやりの心がわかる幼児に育てる（協調）④聞き分けがあり、きちんと挨拶のできる幼児に育てる（しつけ））に留意して、教育を進めていく。

II. 教育目標・教育課程

1. 健康

全身を働かせて様々な活動に親しみ、充実感や満足感を味わう中で、自ら体を十分動かそうとする意欲や、進んで運動しようとする態度を育てる。それによって、健康な心と体の発達を促す。

自分の体や命を大切にし、安全な生活ができる習慣や態度を育てる。そのために、健康な生活のリズムを身に付ける・生活に必要な活動を自分でする・自分達で生活の場を整える・交通安全や災害時に身を守る、等について進んで行う力を養う。

2. 人間関係

教師や友だちとともに過ごし、一緒に活動する楽しさを味わい、色々な思いを共感し合う中で、自分の思いを伝える力と、相手の思いに気づく思いやりの心を育てる。また、友だちと一緒に物事をやり遂げたり、事の善悪に気づいて考えて行動したり、きまりを守ることの大切さ等に気づく力を育てる。さらに、異年齢児との関わりや、高齢者や地域の人、中高大生等、様々な人と積極的に関わる体験を持つことによって、人と関わる力を育てる。

3. 言葉

経験したことや考えたことを自分の言葉で表現すると同時に、相手の言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。また、絵本や物語の世界に浸る経験を通して豊かな感情や豊かなイメージを持つ子どもに育てる。

4. 環境

周囲の環境に対する感性を育み、環境に対して好奇心や探究心を持って関わる意欲や態度を育てる。植物や野菜を育てることにより、その成長や命の力に気づき大切にしようとする気持ちを育てるとともに、収穫や調理を通して、作る事食べる事への関心を高め、食生活の成り立ちを知り、その大切さに気づく子どもに育てる。

また、環境に配慮した生活習慣を身に付けるとともに環境保護への意識を高める。

5. 表現

自然や人々等身近な環境の中で感じたことや考えたことを、声や体の動きあるいは素材や楽器等を使って表現する楽しさを体験し、教師や友だちと感動を共有し、その積み重ねによって豊かな感性を育て、表現する意欲や創造力を育てる。

III. 安全管理・保健管理

（1）毎年安全計画・危機管理マニュアルを見直し、改善を図る。

- (2) 年間地震3回、火災2回、不審者4回程度の避難訓練を実施する。
- (3) 避難訓練時には必要に応じてガードマン、事務職員等にも協力を要請して行う。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入れ替えを定期的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要な都度見直し、いざという時の備えを常にしておく。
- (6) 教職員の安全対応能力向上の為に、園外の研修への参加及び園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 安全に関する施設・設備を最大限整えとともに、教職員がすぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置いて緊急時に対応できるようにする。
- (8) 毎月最初の日を安全点検の日とし、点検表に従って全教職員で園内を隈なく点検し、改善を行う。また、怪我の発生については、掲示中の「ヒヤリ ハット マップ」を活かして発生場所について共通認識を深めるようにするほか、朝礼時に全教職員で事態を把握する。
- (9) 家庭との連携については「相山幼稚園の教育」等で入園当初から対応を伝えるほか、訓練実施の都度協力を要請する。
- (10) 担任、養護教諭等が日常的に子どもの健康観察を行い、異常を感じる場合は保健室コーナーで適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (11) 在園中にどうしても担任が保護者の代行で与薬の必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (12) アレルギーの対応については、可能な限り安全安心な食品、物品、塗料や清掃剤等を使用する。給食やおやつへの対応は個別に行う。
- (13) 健康診断や部屋の空気検査等は、定期的に専門機関に要請する。

IV. 保護者との連携

- (1) 担任と保護者が、朝と帰りに直接顔を合わせて子どもの様子を伝えあう。
- (2) 各部屋の前の連絡板でその日の活動や連絡等を毎日伝える。
- (3) 毎月の保育のねらいや計画を月ごとに掲示し、常に目に触れるようにする。
- (4) 年間日程を4月に保護者に渡し、年間の流れがわかるようにするとともに、月ごとにも詳しい日程を渡す。
- (5) 園だより（月1回）、学年だより（随時）、クラスだより（随時）、保健だより（随時）等、園からの発信をできるだけ多くして、園の方針や子どもたちの様子を詳しく伝える。
- (6) 保育参観・保育参加・個別懇談会・希望者懇談会・学級懇談会・父親懇談会等を多く実施し、担任と保護者、また、保護者同士の交流を深める。
- (7) 「コミュニケーションボックス」を常時設置し、保護者が随時意見を出せるようにする。
- (8) PTAと教育活動全般にわたって必要に応じて協力・連携をし、教育活動をより豊かで安全に行えるようにする。
- (9) 父母のボランティアにより、絵本図書館での子どもの援助・園外活動の付き添い・演奏等を実施する。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 講演会（年1～2回実施）への参加を保護者だけではなく地域の方々へも呼びかける。
- (2) PTA主催の「親子のつどい」には卒園児とともに地域へも参加を呼びかける。
- (3) 地域から園に寄せられた意見・要望に対して、できる限り応えるよう努力する。
- (4) 「すぎのこ絵本図書館」を毎週土曜日、夏休みは土日を除く毎日地域に開放し、貸し出しも行う。また、教員による絵本の読み聞かせを行う。
- (5) 地域に子育てニュースを発信する。

VI. 教育相談体制

- (1) 園内の教育相談について、担任の他、園長、教頭等がいつでも受入可能な準備をする。
- (2) 園外からの相談も受け入れる旨を常時園外から見える位置に掲示する。
- (3) 園の全教員が私学協会認定の「教育相談員」の資格を取って対応する。

VII. 組織運営

服務監督、情報管理、経理管理については、学園全体の取り決めに従い実施する。

VIII. 研修

1. 自己研修・園外研修

外部の研修に全員ができるだけ多く参加し、その成果を園内で報告する。私学協会主催の「教育相談員」の認定を職員全員が取得する。園外の研修会等で発表の機会も考えていく。

2. 園内研修

- (1) 毎日学年会議をもって、実践上の問題を報告しあい、次の日の実践に生かす。
- (2) 週1回の職員会議において、学年毎の実践を報告し、全員で共有する。
- (3) 職員会議において、教員の日々の教育実践記録の実践例を紹介し、個々の教員の実践を全員で共有する。
- (4) 全教員が年間を通して、テーマを持って研究し、その成果を園外の専門家の参加の下で発表し、討論するとともに、「実践事例集」にまとめる。
- (5) 毎月1回対象教員を変えつつ保育カンファレンスを行い、個々の教員の教育実践力を高めることを目指す。

IX. 施設・設備

1. 教育環境の充実

老朽化の進んだ年中園庭の大型遊具を撤去し、新たな大型遊具を設置する。

2. 生活環境の充実

遊戯室のベンチの入れ替えを行い、各種行事や説明会、会合に出席する園児及び保護者の快適性を高める。

3. 安全のための施設・設備及び点検

園庭の改善・遊具の点検・改善を毎年行い、子どもたちが安全に遊ぶことができるようする。

X. 特別支援・連携

平成23年度も、次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設けたり、また、関連機関との連携を行ったりすることによって教育の充実を図る。

- (1) 併設大学の学生の体験学習の受け入れ、併設大学教育学部の実習生の受け入れ
- (2) 併設中学校の生徒が自作の絵本を携えて訪問
- (3) 近隣中学校の職業体験受け入れ
- (4) 県内高等学校の職業体験受け入れ
- (5) 老人ホーム、消防署等を訪問
- (6) 警察署員・交通指導員交通教室等の来園
- (7) 環境サポーターによる自然教室
- (8) 人形劇観賞、ミニコンサート、サンタクロースの来園等
- (9) 併設小学校との連携、田代小学校との連携

(10) 校医をはじめ、近くの外科医等の医療機関との連携、関係の子どもが通っている福祉機関との連携